

## 平成 30 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理(現時点での骨子)への意見

一般社団法人日本介護支援専門員協会

### ○項目番号: I-1 内容:地域包括ケアシステム構築のための取組の強化

国民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療と介護がしっかりと連携し、適切な時期に適切なサービスが過不足なく提供されることが必要となります。また、地域に暮らす方々の生活に対するニーズは多様で、関わる各々な専門職が情報を共有し、その専門性を活かしながら、支援の展開、評価、改善していくことが重要であり、介護支援専門員はそのハブ機能を持つ専門職として、一翼を担っていると自覚しています。

今回の診療報酬改定についての骨子により、在宅生活に向けて、退院のみならず入院時や入院前の時点から、医療機関の関わりが提起されたことは、入院早期の連携が促進されることにより、退院後の生活をより意識した治療や支援につながるとともに、患者・利用者が早期に安心して在宅生活等に戻れるように、シームレスなケアマネジメントを行う環境が整備されることを意味します。

また、退院時の情報提供や共有の枠組みが、介護や障害も含み多職種に広がったことで、退院に向けた支援の中で必要とする情報収集が、より適切なタイミングで得られることにつながり、今後、診療報酬・介護報酬において、これらが適切に評価され、可能な限り幅広く適用されることが重要になると考えます。

### ○項目番号: I-6 内容:国民の希望に応じた看取りの推進

訪問診療等のターミナルケアに係る評価については、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」を含めた対応が示されました。介護支援専門員としても人生の最期まで、地域に暮らす方々の多様な思いに応じた暮らしができるように、医療等との連携を図りながら、より適切なケアマネジメントを目指したいと思います。

看取りの支援において、「患者本人の意思を尊重したサービスの提供のための取組を推進」とした方針のもと、終末期のがん患者に対し、訪問診療に係る医学管理料を算定する場合において、患者のケアマネジメントを担当する介護支援専門員との情報共有を要件とすることは、介護支援専門員と医療機関との連携を促進する上で、非常に有効な方策になると期待します。併せて、様々な看取りのプロセスとなる患者・利用者にとっても、安心した人生の最終段階が迎えられるように、医療・介護等の連携が促進されるように期待します。